

◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター等の設置運営に係る調査委員会設置要綱

昭和 55 年 5 月 23 日

改正 平成 7 年 8 月 1 日
平成 18 年 1 月 25 日

(目的)

第 1 条 調査委員会（以下「委員会」という。）は、管理者の諮問機関として、福井坂井地区広域市町村圏事務組合（以下「広域圏」という。）清掃センター及び関連施設に係る運営費等に関する関係市町の負担率について、必要な事項を調査、審議することを目的とする。

(委員の選任)

第 2 条 委員は、広域圏関係市町長の推薦による関係担当課長、広域圏事務局長及び同局次長をもってこれに充てる。

2 当該事項に関する審議が終了したときは、その結果を広域圏連絡会議、副市町長会議を経て管理者会に報告するものとし、承認を得たとき、委員はその職を解くものとする。

(会長の選任及び権限)

第 3 条 委員会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、広域圏事務局において処理する。

(雑則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し、必要な事項は、会長が委員会に図って定める。

附 則

この要綱は、昭和 55 年 5 月 23 日から施行する。

附 則 (平成 7 年 8 月 1 日)

この要綱は、平成 7 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 1 月 25 日)

この要綱は、平成 18 年 2 月 13 日から施行する。